



海外出国する場合の住民税

第 326 回

能見さん：みらい先生、こんにちは。実はこのたび急きょ海外勤務が決まり、今年の 10 月よりマレーシアへ 3 年間赴任することとなりました。

みらい：こんにちは。ついに念願の海外赴任がかないましたね。

能見さん：はい。そこで、海外へ赴任する場合には、日本国内での住民税を納めなくてもよいと耳にしたのですが。出国から帰国までの 3 年間は、住民税を納めなくてもよいのでしょうか。

みらい：住民税は「前年の所得」に対し課税される税金です。その年の 1 月 1 日に日本に居住しているか否かで、その年の納税義務が判定されます。ですから 2025 年 10 月 1 日に出国すれば、26 年 1 月 1 日においては日本に居住していませんので、26 年度の住民税の納税義務はありません。3 年後、28 年 9 月 30 日に帰国すれば、その翌年 29 年度の住民税については納税義務を負うことになります。

能見さん：それでは 1 月 1 日の前か後かを考慮して出国や帰国をしたほうが、お得になることもあるのですね。

みらい：そうとも捉えられますね。

能見さん：ちなみに年末年始に一時帰国して 1 月 1 日に日本にいた場合にはどうなりますか？

みらい：1 年を超えての海外勤務を予定し出国の手続きをしていれば、その期間中の 1 月 1 日に一時帰国していても住民税が課税されることはありません。

能見さん：ありがとうございます、勉強になります。出国の際はどのような手続きが必要ですか？

みらい：今回の能見さんのケースのように海外勤務期間が 1 年以上の予定であれば、現在お住まいの自治体へ「海外転出届」を提出する必要があります。現在お住まいの市区町村より住民票を抜いてもらうための手続きです。その上で住民税の精算を行う必要があります。

能見さん：現在住民税については、毎月の給与から徴収されています。確か、来年の 26 年 5 月まで継続して分割納付することになっているかと思います。

みらい：そうですね。残りの税額の精算についてはいくつかの方法があります。一番手間がかからないとされるのは勤務先で残りの税額を「一括徴収」する方法です。もし一括徴収できない場合には、納税者本人が納付書で未納分をまとめて納付するか、または納税管理人を指定して納税事務の代行をしてもらう方法があります。

能見さん：納税管理人とはどういった制度なのでしょう？

みらい：納税管理人は、納税者本人を代理して納税に関する手続きを行います。一般的には身近なご家族を指名される方が多いですが、会社や税理士に依頼することも可能です。納税管理人を指定する場合には、届け出をする必要がありますので、転出届と併せて市区町村へ提出してください。

能見さん：よくわかりました。先生に相談できて緊張も和らぎましたし、海外赴任の実感がわいてきました。ありがとうございます。

みらい：何かあればいつでも相談してくださいね。それでは気をつけて行ってらっしゃい！

<筆者紹介>

みらいコンサルティンググループ

(本社：東京都中央区・国内 25 拠点)

現地法人：中国（北京・上海・深セン）・マレーシア（KL）・ベトナム（ハノイ・ホーチミン）・シンガポール・タイ（バンコク）・バングラデシュ（ダッカ）
JapanDesk：米国（LA）・中国（大連）・台湾・香港・ミャンマー・フィリピン・カンボジア・インドネシア・インド・ネパール・スリランカ

URL：<http://www.miraic.jp/>